展望室

組織の信頼と愛着を高めるために

消費者庁 企画官（公益通報担当）
和瀬 幸太郎

公益通報者保護法の改正法が本年六月一日に施行されます。内部通報の受付・調査・是正を行うための社内体制の整備の義務化や、社内で刑事罰つきの守秘義務を負う公益通報対応業務従事者の指定の義務化が盛り込まれるなど、企業や社員への影響が非常に大きな法改正です。

各企業における改正法対応では、規程の整備や受付窓口の設置といった形を整えることにとどまらず、法の理念を踏まえ、〝組織の裏切り者〟といった公益通報者への社内の偏見を是正していくことが極めて重要です。身内の社員からの公益通報に当惑や怒りが生じることは人間の心理として無理からぬことですが、ネット全盛の現代では、根拠もなく腹いせに自社を貶めたい社員にとっては、内部通報よりも、ネットやSNSで誹謗中傷を拡散させるほうが簡単で効果的です。内部通報を真摯に行う社員は、上司や同僚に逆恨みされるリスクを背負ってまで、違法行為を犯す企業と向き合い、企業の恥部が社外に漏れる前に改善の機会を与えてくれているのです。

公益通報者保護法はマスコミ等への外部通報についても通報者を保護していますが、その場合、突如として不祥事が全国報道されるなど、当該企業は受け身も取れず甚大な影響を受けることが一般的です。通報者が外部通報を行う動機は様々ですが、自浄作用が期待できない、内部通報者への報復が懸念される（実際に報復を目撃した）等、企業が社員から見限られている可能性があります。社員からの内部通報を促し自浄作用を機能させるためには、企業が社員から信頼され愛されていることが何よりも重要であり、結局それが企業の自衛にもなるのです。

公益通報者保護法の遵守は、お題目でも綺麗事でもありません。公益通報窓口には、事実誤認、思い込み、軽微な事案等も多く寄せられていると思いますが、深刻かつ重大な内部通報を見落とさないよう、組織を挙げて真剣に向き合う必要があります。まして、それらを放置・隠蔽し、通報者への報復などさらなる違法行為（公益通報者保護法違反）を重ねることは、外部通報やSNS等を通じた受け身の取れない露見の可能性を一層高めるだけであって、最終的には、企業を傾かせ、社員や家族の生活を脅かし、経営者や幹部は晩節を汚す、という悲惨な結果しか生まないでしょう。

経営者や幹部の皆様は、自らの誇りある職業人生を全うするためにも、自分事として率先して公益通報に向き合い、自浄作用のある風通しの良い組織文化を構築していく必要があります。それは、社内の健全なガバナンスを確立し、社員や顧客や取引先など社内外の様々なステークホルダーからの信頼と愛着を高めていくプロセスと同義であり、まさに経営そのものなのです。

（わせ　こうたろう）

●一九九八年、東京大学経済学部卒業。日本銀行入行。二〇一〇年、金融庁へ転籍。JETRO Hong Kong 経済調査・企業支援部長、金融庁企画市場局調査室長（兼）調整室長（兼）法務室長（兼）保険企画室長等を経て、二〇二一年より現職。